
平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 7 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成25年 7 月 1 日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

5 番 小金丸益明
6 番 深見 義輝

日程第 2 審議期間の決定

1 日限り 決定

日程第 3 議案第67号 平成 2 5 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 2 号)

財政課長 説明、質疑
委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件
(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (18名)

1 番 久保田恒憲君	2 番 呼子 好君
3 番 音嶋 正吾君	4 番 町田 光浩君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 町田 正一君	8 番 今西 菊乃君
9 番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鵜瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員 (1名)

17番 瀬戸口和幸君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 梶崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局次長補佐 吉井 弘二君 事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。西日本新聞社ほか4名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。瀬戸口議員から、欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

これから、議事日程表第1号により7月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、小金丸益明議員、6番深見義輝議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りします。7月会議の審議期間は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、7月会議の審議期間は本日1日と決定い

たしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

本日、ここに平成25年市議会定例7月会議に当たり、御挨拶を申し上げます。

梅雨も後半に入りまして、蒸し暑い日が続いております。議員各位、市民皆様におかれましては、御健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、7月会議に提案いたしております、議案第67号、平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）でございますけれども、主な内容といたしましては、今回、漁業用燃油の高騰に伴う緊急対策事業として、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

壱岐市における平成24年度の漁獲高は、対前年比15.98%減の約38億3,500万円でございます。また、漁獲量におきましては、対前年度比27.15%減の4,977トンとなっております。さらに、平成24年度各漁協の経営状況について、欠損となったのが5漁協のうち2漁協でございます。長い漁協経営の中で、欠損となった組合もあるなど、非常に深刻な状況であると受け止めております。

こうした中、燃油価格高騰が漁業へ深刻な影響を与えている要因でありまして、壱岐市漁協長会とも協議を重ね、緊急に対策を講じる必要があるとの観点から、壱岐市単独で1リットル当たり10円の補助を行うこととしたところであります。

なお、詳細につきましては担当部長から説明させますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

また今回、勝本町ふれあいセンターかざはやにおける、空調機故障のための取替え工事について、所要の予算計上をいたしておりますので、あわせて御審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会に際しての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第67号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第3、議案第67号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第67号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,367万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億7,131万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表歳入歳出予算補正に記載の通りでございます。今回の補正は漁業用燃油の高騰に伴う緊急対策事業費補助金及び勝本町ふれあいセンターかざはや空調機改修工事費について補正するものでございます。

8、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。漁業用燃油高騰緊急対策事業費補助金に対する財源として、まず、10款地方交付税、特別交付税で4,000万円を追加いたしております。次に、18款繰入金、2項基金繰入金、沿岸漁業振興基金繰入金を2,000万円追加いたしております。次に19款繰越金、前年度繰越金で不足する分3,367万7,000円を追加いたしております。

なお、漁業用燃油高騰緊急対策事業の財源として過疎債ソフトの活用を言われておりますが、現在、過疎債ソフト分については、既に限度額超えの要望をいたしてありまして、今後、さらに増額の同意が可能となれば、財源の振替を行いたいと考えております。

次に、10、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費が、勝本町ふれあいセンターかざはやの空調機改修について、当初予算で玄関ホール、ちびっ子サロン等について予算化をし、既に発注済みでございますが、今回、デイサービス系統の空調機が新たに故障したことにより、夏場を迎え緊急性があることから、今回、工事費等について367万7,000円を増額補正いたしております。

次に、5款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費漁業用燃油高騰緊急対策事業補助金は、漁業用燃油の高騰に伴い、採算性が悪化している壱岐市内の沿岸漁業者の窮状に鑑み、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維持確保するため、壱岐市内の漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間、

1リットル当たり10円を補助するものであります。9カ月分の見込み額として、9,000万円を補正いたしております。

次に、別紙資料の4ページに基金の状況見込みを記載をいたしております。5ページから6ページに壱岐市漁業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱を、7ページに壱岐市内の過去9年間の漁獲量及び漁獲高の推移、8ページに過去9年間の燃油単価及び使用量の推移について記載をいたしております。後もって、農林水産部長より説明をいたします。

以上で、平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 堀江農林水産部長

○農林水産部長（堀江 敬治君） 皆さん、おはようございます。漁業用燃油高騰緊急対策事業の補足説明といたしまして、添付しております資料の説明をさせていただきます。

まず、5ページから6ページの補助金交付要綱をお開き願います。

説明に入ります前に、大変恐れ入りますが一部訂正をお願いいたします。6ページの最後の別表第2条関係の補助対象経費と補助額の欄のA重油を削除お願いいたしたいと思っております。

それでは、説明に入ります。この要綱は市独自の施策で、漁業用燃油の購入に対する緊急支援策として、市内の漁業者に補助金を交付するためのものであります。第1条に趣旨を掲載いたしております。内容は、燃油価格の高騰に伴い、採算性が悪化している市内の沿岸漁業の窮状に鑑み、平成25年度において、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維持及び確保するための補助金を交付するものといたしております。

第2条は補助対象者、事業種目等、第3条は補助金の交付申請であります。交付申請に添付する書類をそこに掲げております。第4条は補助金の交付決定であります。審査の上、交付決定通知書を交付いたします。第5条は事業計画の変更、中止または廃止。第6条は実績報告であります。報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内といたしております。会計年度が終了した場合は、翌年度の4月10日といたしております。第7条は補助金の返還等。第8条は補助金の交付であります。第2項で概算払いの方法により、交付できるものとしております。第9条は補足。最後に附則として、第1項でこの告示は平成25年7月1日から施行する。第2項でこの告示は平成26年3月31日限りでその効力を失うものとしております。

また、第2条関係の別表として、事業種目、補助対象経費、補助額を掲載いたしております。

なお、補助金の交付につきましては、基本的にはセーフティネットの交付と合わせた四半期ごとの各漁協を通じまして、漁協者に支払うようにいたしております。しかしながら、セーフティネットに加入の少ない組合につきましては、新たな事務が発生し、事務手続き上大変と思ひ

ますので、一括して3月までに取りまとめ交付申請を提出いただいてもよいと考えております。この要綱の運営に当たりましては、各漁協の参事さんと十分協議させていただきまして、スムーズな運用を図っていききたいというふうに考えております。

次に、7ページから8ページをお開き願います。

7ページに、合併後の壱岐市における漁獲量、漁獲高の推移、8ページに燃油の単価、使用量の推移をグラフ化しておりますので、比較しながら御参照願います。

漁獲量につきましては、平成19年度がピークで9,044トンであります。翌年度には22.6%の減で6,998トンとなっております。この年は、燃油の単価も96.8円と過去最高となっております。市といたしましては、この年の10月から3月まで、緊急対策として市単独で1リットル5円の補助金を交付したところでございます。その翌年度からは、燃油価格も下がり、若干漁獲量もふえておりますが、また、ここ数年、燃油の高騰で出漁も厳しく、燃油の使用量とともに漁獲量も減少している状況がわかるかと思えます。

以上で、添付資料の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（市山 繁君） これから、議案第67号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 私の知り合いも、実は漁師がいっぱいおまして、今回の市長の英断には非常に敬意を表したいと思えます。非常に漁師は喜んでおります。ただし、市の財源も現状のままで、これが毎年続けられるわけじゃないと正直いって思っております。今回は市長の英断で緊急ということで、これをできましたけれども、問題は来年以降の円安の推移とか、それからもちろん、原油、燃油の高騰の状況というのは、恐らく数年間に渡って続くんじゃないかと思っております。来年3月31日までということなんです、その後の対策について、ぜひ、今回は壱岐市単独で思い切ってやってもらったんですが、来年からは、ぜひ、国県等も一緒にやっていたかかないと、こういう小さな基礎自治体、壱岐市みたいな小さな基礎自治体がこのままこれを続けられるわけじゃありません。来年以降について、市長にぜひ、県当局とか、国に対する積極的な要望を、過疎債の利用と言われましたけれども、過疎債といえども借金であることは間違いないわけですから、基本的には国県が僕は責任を持つべきだと思っております。漁業者の声を代弁して、市長に来年以降について、引き続いて、できたら額も拡大してもらいたいし、引き続いて期間も継続してもらいたいと思っておりますが、その市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、町田議員の御質問にお答えいたします。

今回は、おっしゃるように緊急対策だということで、市単独で事業を計画いたしました。おっしゃるように、今、国が制度としてセーフティーネットをしております。80円以上は漁民と国が1対1、95円を超えた場合は漁民が1、国が3ということで、負担割合がなっております。そういった制度を使うというのが基本でございます。ですから、今、国は、国と漁業者の間でございますけれども、この漁業者負担をどうするのか、そういった観点から今後はやはり計画していかなきゃいけないだろうと思っておりますし、国、そして市、漁業者、その中にやはり県も入っていただかないかと思ってる次第であります。今後、今回もこのセーフティーネットについては、正直申し上げて検討いたしました。そして、提案もいたしました。しかし、今の漁業者のメンタル面といいますか、精神的な面で即効性がなければ、なかなか漁業に出ようという気にならないという現場の声でございました。セーフティーネットに入りますと、今、四半期ごとでいいということになっておりますけれども、随時加入ができますし、四半期ごと、そうなりますと、7、8、9、で、金が出るのが11月以降になる。そうなりますと、今、こうしたセーフティーネット加入したからと漁業者の方に言っても即効性がないということで、市が単独で10円出すよと例えば、明日からでも漁業者は漁に出るといふ、そういった内部の気持ちの持ち方が全然違うんだという現場の強い御意見がございまして、今回は単独で10円の補助ということに踏みきったところでございます。

町田議員おっしゃいますように、やはり、円安というのはひとつのトレンドと申しますが、円安が続いていくと思われまふ。そういった中で、漁業者に対する燃油の補助をいかに継続できるかということについては、大きな問題と思っております。お互いに知恵を出し合ひまして、そして、努力も当然のごとく関係者も市も努力をする。そして、長続きするような制度を利用して、そういった地道な考え方、そして漁業を今から、どうして再生していくかということをおひざを交えて関係者とも相談していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかにありませんか。榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 本日、訂正の中でA重油をはずされましたが、ほかに燃油であれば、対象になるということと思ひますけれども、ほかにどのような燃油があるのかお願ひいたします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

情報が大変不足をいたしてございまして、最初、燃料はA重油と私は思ひ込んでございまして。その辺で大変申し訳ないと思ひてございまして、現実的には軽油がございまして。市内の船で60隻程度、171キロリットル24年度に使ってらっしゃいます。軽油については、免税があるじゃな

いかという御指摘もございましたけれども、34円の免税があるわけですが、その34円を免税しても、なおかつA重油よりも高いという状況でございます。したがって、軽油についても対象にしたいと思ひまして、A重油を削除したところでございます。と、申しますのは、なぜA重油を入れたかともうしますと、船外機のガソリン、こういったものは外したいと考えております。これは、先ほど部長も申しますように、各漁協の参事さん方と十分話をしながら進めていきたいと思っておりますが、基本的には船外機は外したいという考え方を持っております。

○議長（市山 繁君） 榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 軽油とA重油が対象となることで理解していいわけですね。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今申し上げますように、A重油と軽油だと思っておりますけれども、ほかにもあれば燃油ということでもとらえていきたいと思っております。

○議員（14番 榊原 伸君） 終わります。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 本議案に関しては、先ほどの定例会議で町田議員が市のほうに提唱をいたしました。それに対して市長が事の重大さ、そして漁民の窮状を察知され、迅速に対応されたことに対し高く評価をいたしたいと思ひます。

しかし、ここでひとつ、国への陳情対策についてお願いを申し上げます。現行の燃料価格、いわゆる重油価格は97円以上です。壱岐市が大体97円です。そして、セーフティーネットが95円で払われております。と、もうしますと、2円に対して4分の3、国が補填をする。4分の1が個人負担であると。これは子供だましみたいな制度なんです。特に離島である本市は、漁業、いわゆる水産の占める割合が非常に高い。そして、市長が全国の離島振興協議会長でおられます。ぜひとも、この、いわゆるセーフティーネットの金額を下げてください。

私は、運輸省がとっておりますバンカーサーチャージですね。九州郵船は基本価格を80円に設定をしております。それより上がった部分を利用者から取ると、徴収するという体制をとっております。それで比較をいたしましても、私は漁業者の燃料の、いわゆるセーフティーネットの基準価格は80円にすべきであると、省庁でばらばらであるということは、これは非常にまかりならんことであると考えます。市長に離島振興協議会長としての立場で、ぜひとも、国のほうにこの現状を訴えていただきたい。そして、財源であります、今回、沿岸漁業振興基金2,000万円を取り崩す。かつ、特別交付税4,000万円、そして諸々で9,000万円の財源を当てております。沿岸漁業振興基金は、主に財源としては砂の採取料ではないかと考えております。これは、大多数では県が取っております。それを市に還元するという形を取っております。この窮状を見たときに、恐らく今回、新たに漁協の総会で砂採取が認められたというように

聞いております。やはり、なぜそうなるかと申しますと、漁業者がこれまでに苦しいと漁業の経営ができなくなると、そういう現実があるからではないかと考えるのであります。

市長に、ここで離島振興協議会長の立場として、国に強く働きかけをしていただきたい。そのことを強く要望いたします。何かコメントをいただけますならば、手短かに結構でございます。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） セーフティーネットの基準価格は、80円でございます。80円から95円までは1対1、95円を超える分について、先ほど音嶋議員言われた1対3ということでございますので、基準は80円でございます。

そこで、私が今まで国に対してお願いをしてきたのは、その95円を95円じゃなくて90円、あるいは85円ぐらいに下げてくださいませんかというお願いをずっとしてまいりました。しかし、残念ながら95円から1対3になってしまったんです。今後もその1対3になる80円を超えまして、1対3になる価格を80円に限りなく近づけていくという努力をしていきたいと思ってるところであります。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） わかっております。ですから、このセーフティーネットの基準価格が高いので、この制度に参入してない漁協もあるというのが現実なんです。壱岐島内に。高いからなんです。ですから、この価格基準は下げてくださいたいということを市長に強く要望をいたしておるわけであります。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、一応、基準価格は80円ということをお認めしていただきたいと。で、皆様方にセーフティーネット加入状況の資料がいつていると思いますけれども、壱岐市が30%弱、それでも県下では一番加入が高いわけです。私は、今度のこの10円を提示いたしましたけれども、今、組合長に申し上げておるのは、組合でセーフティーネットをぜひ加入していただきたい。そうしますと、組合の部分で極端に言いますと、例えば100円だと言いますと、単純な考えですからそうはいきませんが、燃油が100円したときに、80円まで組合で頑張ってくださいませんか、それに市が10円補助するんですから、70円になるんですよというような、そういう考え方もあるんですよということも申し上げておるわけです。ですから、今回この10円を市が補助する。じゃあそれでいいよということじゃなくて、やはり、組合に体力がないんなら、個人の漁業者を説得して、ぜひこれに入ってくれと。そして、市の補助とあわせて、より安い燃油で走ってくださいよという努力を、ぜひ組合にしてください。またそして、このことを漁業の皆様方にも、私はぜひ御理解いただきたい。自分が積み立てても、その倍が返ってくるわけですから、ぜひ、そのことと、今のところあわせ技でも

って、ぜひ、自分たちの漁業燃油を下げる努力、自分たちもしていただきたい、思っているところ
であります。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 最後に1点、市長、沿岸漁業振興基金、これは県から今、砂採取
が主な財源ですよね。これに配分をぜひとも、市の配分を増額していただくように要望をしてい
ただきまして、私の質問を終わります。

○議長（市山 繁君） ほかにありませんか。豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 確認ですが、給油のあり方について質問をいたします。特に、
県外に漁に行く場合があるんですが、こういう場合は県外で給油する場合があります。それから
市内については、現在の5漁協以外に給油のスタンドがありますから、そういうところからとる
場合があります。そういうことの実態が、これは漁協が申請するような形になっておりますが、
こういう実態把握について、よくされるように周知をお願いしたいと思います。それは確認です
から、県外についても、あるいは他の給油所から取っても対象になるという形の中でこれ確認し
ておりますが、その考え方についてお願いします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 考え方は漁協の正組合員でありますから、その正組合員が、例えどこで
給油しようがその使った船だという認識をいたしております。

○議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第67号に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第67号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会
付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会付託を省
略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案の通り
決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第67号平成25年度壱岐市一般会計補正

予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。7月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。これで散会をいたします。
午前10時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 小金丸益明

署名議員 深見 義輝